

# 「関東学院中学校高等学校 いじめ防止対策基本方針」

いじめは、いじめを受けた生徒の「生きる権利、教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身に重大な影響、危険を生じさせる恐れがある。

学校は、所属するすべての生徒の「生きる権利、教育を受ける権利」を守り、心身の健全な成長と人格の形成のために家庭その他の関係者等と連携し、いじめ問題の克服を目指してこの基本方針を定める。

## 第1項 いじめ防止対策基本方針の策定等

### 1. 基本方針の項目

- (1) いじめの防止対策
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価検証

### 2. いじめ防止対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめの防止対策等に関する措置を実効的に行うため、委員会を設置する。

(構成)

校長、副校長、生活指導委員会、カウンセラー、(当該生徒関係教職員)

(設置期間)

委員会は常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止等に関すること。

## 第2項 いじめの防止対策

1. いじめの防止への啓発活動  
生徒、保護者、教職員に対して、「しない、させない」などの意識向上を図るための啓発活動を行う。(講演会、ワークショップ等)
2. 教職員に対する校内研修等。
3. 礼拝や日頃の学校生活の中で心に触れる言葉を意識する。

## 第3項 いじめの早期発見

1. 相談体制の充実  
生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見をするための相談体制を充実させる。(個人面談、カウンセリングセンター、香柏会等)
2. 定期的な調査、その他の必要な措置  
生徒に対して、いじめの早期発見のために、定期的なアンケート、いじめ通報アプリ(スクールサイン)等、必要な措置を講じる
3. 日頃の生徒動向の把握  
教科担当と担任、学年との連携をとり、授業の様子や休み時間の生徒の動向を把握するよう努める。また、ネット監視会社への委託を通して、ネット上の動向や情報を早期にキャッチする。

## 第4項 いじめへの対処

1. いじめの疑いがある事案を把握したときの措置  
生徒、保護者、教職員等から、「生徒がいじめを受けていると思われる」との通報を受けた者は、クラス担任に報告する。クラス担任は学年主任と生活指導委員長に報告する。生活指導委員長は当該生徒のクラス担任及び学年主任と情報を共有し、副校長と協議して「いじめ防止対策委員会」を招集する。委員会にて情報共有をし、速やかに事実の有無を確認するための措置に着手する。
2. 事実の有無の確認  
原則として聴き取り調査は当該学年が担当する。聴き取りは必ず複数の教員によって行い、必要に応じて質問票を使用するなどの対策を講じること。調査結果は副校長と生活指導委員長に文書で行う。

### 3. いじめがあったことが確認された事案への指導措置

事態改善のための以下の指導措置は「いじめ防止対策委員会」の下、当該学年が行う。学年を跨ぐ場合や警察、スクールロイヤー等との連携が必要な場合は副校長と生活指導委員長が主導する。

#### (1) いじめを受けた生徒への対応

安心して学校生活ができるために生徒、保護者への支援を行う。

#### (2) いじめを行った生徒等への対応

いじめをやめさせ、再発を防止するために保護者の協力を得ながら指導を行う。

#### (3) 保護者との情報共有等

いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることが無いように、必要な情報を共有するなどの措置を講ずる。

#### (4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであるものと考えられるときは、保護者とも慎重に相談の上、所轄警察署と連携して対処することもある。

### 4. 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条に規定される重大事態が生じた場合は、校長と副校長が中心となって第三者による調査委員会を設置し、神奈川県いじめ防止基本方針に沿って、知事への報告、調査、保護者生徒への情報提供等、必要な措置を速やかに行う。

#### 【重大事態への対処に関わる流れ】

##### ① 第三者による調査委員会の設置

- ・弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家を構成員とする。
- ・それぞれの団体から適任者を推薦してもらう。
- ・学校職員は構成員として加わらない。

##### ② 調査委員会による調査

- ・当事者である生徒、クラス、部活等関係生徒、保護者、教職員等へのヒアリング、生徒へのアンケート等を実施する。
- ・生徒へのヒアリングには必ず保護者の承諾を得る。

- ・学校は、生徒の人権等に配慮して調査に全面的に協力をする。
  - ・県による再調査の要否の判断基準（別添）をクリアできる調査を行う。
- ③ 調査委員会による調査報告書の作成
- ・犯人捜しではなく、再発防止や教育改善を目的とする。
  - ・県による再調査の要否の判断基準（別添）をクリアできる内容とする。
- ④ 調査結果の報告
- ・学校による確認の後、調査委員会から関係生徒・保護者へ報告する。
  - ・他の関係者への報告方法については、調査委員会と相談して判断する。
  - ・県（青少年課）への報告を行う。（再調査の要否を審査）
  - ・法人弁護士への報告を行い、事後の対応について協議する。
- ⑤ その他
- ・被害生徒・保護者へは逐一状況報告をする。
  - ・被害生徒・保護者への心のケアと被害生徒の学習支援を怠らない。

## 第5項 記録の保管と引継ぎ

全てのいじめの事例について、記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

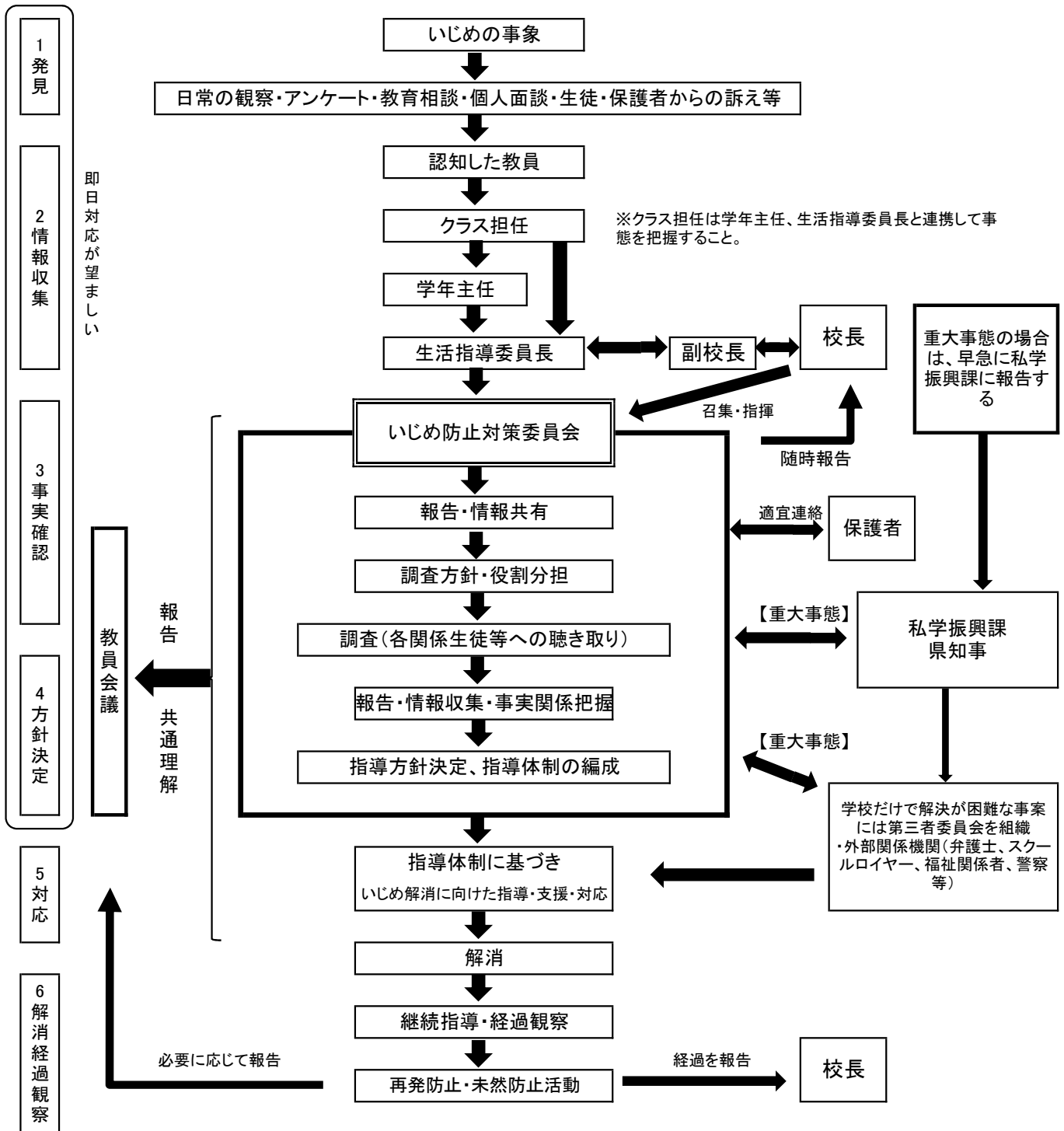
年度が替わる時点で、学年が確実に情報を引き継ぐとともに、対象の生徒が上級の学校等に進学した場合には、進学先にも情報を伝える。

## 第6項 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

# いじめが起こった際の組織的対応(いじめ防止対策委員会)の流れ

※いじめを認知した場合は、教員が一人で抱え込まず学年及び学校全体で組織的に対応する



※ 上記の流れは対応の在り方の基本ラインであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する必要がある。  
 ※ 迅速な対応が求められる一方で、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれがある場合は把握した状況をもとに十分に検討協議し慎重に対応する。

## 【いじめ防止のために】

1. 教員は生徒の動向をよく観察し、日ごろからサインを見落とさないように心掛ける。
2. 私物の頻繁な紛失、破損などの訴えに真摯に対応するよう心掛ける。
3. 保護者や本人が訴えやすい環境づくりに心掛ける(ハラスメント相談メールや面談など)。
4. 保健室、カウンセリングセンターとの連絡を密にとる。

# 関東学院中学校高等学校

## いじめ、体罰、暴力行為についての対応手順



## いじめ、体罰、暴力行為について、防止のためのガイドライン

1. 教員は生徒の動向をよく観察し、日ごろからサインを見落とさないように心掛ける。
2. 私物の頻繁な紛失、破損などの訴えに真摯に対応するよう心掛ける。
3. 保護者や本人が訴えやすい環境づくりに心掛ける(ハラスメント相談メールや面談など)。
4. 保健室、カウンセリングセンターとの連絡を密にとる。
5. ジェントルハートプログラムの実施